

「市長のタウントーキング」開催要領

1 趣旨

「市長のタウントーキング」は、市内で活動を行っている様々な団体等と市長が、経済、福祉、教育・文化、環境等のまちづくり全般について、フリートーキング形式で意見交換する場とし、この中での意見や提言等は、今後の市政運営の参考あるいは市政に反映させるものとする。

2 公募等

市長と懇談する市民団体等は、広報紙「市政はこだて」、市ホームページなどを通じて公募し、応募団体としての要件を満たしている中から選出する。ただし、応募団体が多数の場合は、抽選により決定する。

3 応募団体

応募団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 法人格の有無にかかわらず、任意団体も含め市内で活動している町会・団体・サークルであること。
- (2) 当該年度内に「市長のタウントーキング」に参加した団体でないこと。
- (3) 集团的または常習的に不法行為等を行うおそれがある団体でないこと。

4 懇談の制限

懇談内容が次に該当するときは、懇談しないこととする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治団体や宗教団体に特別の利益または不利益となるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や団体に対する誹謗・中傷となるおそれのあるとき。
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれがあるとき。
- (6) その他「市長のタウントーキング」の趣旨に適さないと判断したとき。

5 懇談時間等

懇談は月1回程度の開催とする。懇談時間は午前9時から午後3時までの間で、1団体あたり30分程度とする。

開催場所は、函館市役所6階市長会議室または市長室とする。

6 応募方法等

応募は、企画部広報広聴課と各支所に備えている「市長のタウントーキング申込書」により、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで企画部広報広聴課へ提出する。

申込書は市のホームページからもダウンロードすることができる。

参加団体が決定したときは、「市長のタウントーキング開催通知書」により通知するとともに、市ホームページに選出された団体名を掲載する。

7 市の出席者

懇談には、市長、企画部職員、関係職員が出席する。

8 懇談の取材

報道機関の取材については、原則として公開とする。

附 則

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月26日から施行する。